

保健医療介護部がん感染症疾病対策課
直 通：092-643-3317
内 線：3064
担当者：宗

九州初！小児・AYA世代のがん患者の「妊よう性温存治療」を支援！ ～生殖機能を温存し、希望を持ってがんの治療を～

- わが国では、生涯のうちに2人に1人の方ががんを患われていますが、医療技術の進歩により、がん患者の生存率は確実に高まっています。
- 一方で、抗がん剤や放射線治療は、精巣や卵巣などの生殖器に影響を及ぼす可能性があり、これから妊娠、出産を迎える小児・AYA世代のがん患者は、がん治療の影響により、妊よう性（妊娠させる力や妊娠する力）が低下又は失われる恐れがあります。
- 子どもを持つことを望むがん患者が、がんの治療を開始する前に精子や卵子等を採用し凍結保存する「妊よう性温存治療」は広がりつつありますが、保険適用がなく高額となることもあるため、経済的に大きな負担となります。
- このため、福岡県では、8月1日から、九州では初めて、43歳未満のがん患者を対象に、妊よう性温存治療に要する費用の一部を支援する制度をスタートします。
県民の皆様の子どもを持ちたいという願いに応えてまいります。

※ 「AYA世代」とは「Adolescent and Young Adult 世代」の略。思春期・若年成人の世代。

1 概要

(1) 助成対象費用

精子、卵子等の採取・凍結、受精卵の凍結に要する費用
(2年目以降の凍結保存更新料は助成対象外)

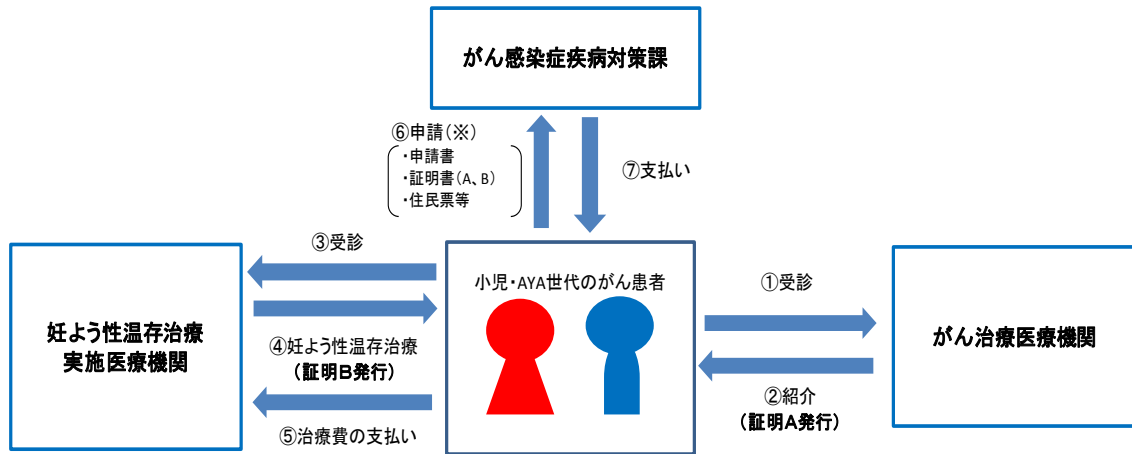
(2) 助成額（上限額）

男性2万円、女性20万円
(患者1人につき1回を限度に助成)

(3) 助成対象

- ① 福岡県内にお住まいの43歳未満のがん患者
- ② 所得要件
 - ・結婚している場合
妊よう性温存治療を受けた者及びその配偶者の所得額の合計が
730万円未満
 - ・結婚していない場合
成 年：妊よう性温存治療を受けた者の所得額が730万円未満
未成年：妊よう性温存治療を受けた者の保護者全員の所得額の合計が
730万円未満
- ③ がん治療医療機関から紹介を受けた医療機関で行う妊よう性温存治療

2 事業スキーム



※妊よう性温存治療を受けた個人が、関係医療機関が発行する証明書や医療機関に支払った治療費の領収書、住民票等を添えて県に申請することで、費用の一部が支払われます。

3 事業開始日

令和元年 8 月 1 日 (木)

【参考】

1 AYA 世代発症のがんサバイバーの抱える悩みについて (n=136、複数回答)

1 位：今後の自分の将来のこと (55.9%)

2 位：不妊治療や生殖機能に関する問題 (44.1%)

3 位：仕事のこと (39.7%)

(出典) AYA 世代がん医療に関する包括的実態調査 (国立がん研究センター中央病院実施)

2 妊よう性温存治療に係る費用の目安

- ・精子の採取・凍結：約 5 万円
- ・卵子の採取・凍結、体外受精・受精卵の凍結：約 40 万円
- ・卵巣の採取・凍結：約 60 万円